

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 令和5年6月20日(火) 開会 午前10時00分

閉会 午前10時46分

出席者 委 員 委員長 白石 幹 男

川 田 俊 介 浅 野 貴 之 内 海 まさかず

青 木 一 男 松 本 喜 一 梅 澤 米 満

議 長 中 島 克 訓

傍 聴 者 小 太 刀 孝 之 市 村 隆 雨 宮 茂 樹

小 平 啓 佑 大 浦 兼 政 針 谷 育 造

古 沢 ちい子 大 谷 好 一 坂 東 一 敏

小 久 保 かおる 天 谷 浩 明 針 谷 正 夫

広 瀬 義 明 福 富 善 明 福 田 裕 司

小 堀 良 江 関 口 孫 一 郎

事務局職員 事務局 長 白 井 一 之 議 事 課 長 森 下 義 浩

課 長 補 佐 佐 藤 優 主 査 村 上 憲 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	大豆生田	雅	志
保健福祉部長	首長	正	博
子ども未来部長	小川		稔
市民生活課長	茅原	節	子
保険年金課長	白井		司
環境課長	福田	欽	也
クリーン推進課長	糸井	孝	王
福祉総務課長	田中	典	行
福祉総務課主幹	江田		曉
健康増進課長	毛塚	裕	子
子育て支援課長	神長	利	之

令和5年第3回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

令和5年6月20日 午前10時開議 全員協議会室

日程第 1 議案第68号 佐野市へのし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託について

日程第 2 議案第59号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第4号）（所管関係部分）

日程第 3 陳情第 2号 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書を国会に提出することを要望する陳情

◎開会及び開議の宣告

○委員長（白石幹男君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（白石幹男君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（白石幹男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第68号 佐野市へのし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） おはようございます。クリーン推進課の糸井でございます。よろしく願いたします。

ただいまご上程をいただきました議案第68号 佐野市へのし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託についてご説明申し上げます。議案書は39ページから42ページ、議案説明書は34ページから35ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明させていただきますので、議案説明書の34ページを御覧ください。まず、議案第68号の提案理由でございます。佐野地区衛生施設組合の解散に伴い、栃木市藤岡地域及び岩舟地域のし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務を佐野市に委託することについて協議したことから、議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、34ページ及び35ページに記載の抜粋のとおり、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされていることによります。

続きまして、議案書によりご説明させていただきます。申し訳ありません。議案書の39ページをお開きください。39ページにつきましては、次のように規約を定めて事務を委託することについて

佐野市と協議を行いたいとするものであります。

規約の内容につきましてご説明させていただきますので、恐れ入りますが、40ページを御覧ください。名称は、佐野市と栃木市とのし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約でございます。第1条につきましては、事務委託の範囲を定めるもので、1つ目は藤岡地域及び岩舟地域の区域に係るし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務、2つ目は、し尿等の受入施設の管理運営に関する事務であります。

第2条につきましては、管理及び執行の方法を定めるもので、佐野市の条例、規則その他の規定によるものとしております。

第3条につきましては、委託事務に要する経費は、栃木市の負担として佐野市に納付するものなど、経費の負担等を規定するものであります。

第4条につきましては、委託事務に係る収入及び支出について、佐野市一般会計歳入歳出予算に分別して計上することを規定するものであります。

第5条につきましては、第3条第1項の規定により納付した額に過不足が生じたときは、翌年度に精算することを規定するものであります。

41ページでございます。第6条につきましては、佐野市長は決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を栃木市長に通知することを規定するものであります。

第7条につきましては、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要の都度連絡会議を開くことを規定するものであります。

第8条につきましては、条例等の制定または改廃をする場合の措置を定めるもので、佐野市長は、制定または改廃しようとするときは事前に、また制定または改廃をしたときは、直ちに栃木市長に通知すること等を規定するものであります。

第9条につきましては、補足としまして、この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し、必要な事項は佐野市長及び栃木市長が協議して定めるとするものです。

なお、この規定に基づきまして、経費負担額の計算方法等詳細事項について、別途協定を結ぶ予定でございます。

最後に、附則としまして、この規約の施行期日は、令和5年10月1日となります。また、この規約の告示に合わせて藤岡、岩舟地域のし尿及び浄化槽汚泥の処理において、佐野市の条例が適用される旨及び当該条例を公表することになります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） し尿処理を佐野市に委託するということになると思うのですが、

一般市民の処理料というものの変化というのはあるのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） 佐野地区衛生センターのほうに搬入している藤岡、岩舟地域のし尿もそうですし、市全体としてもそうなのですが、下水道整備等によりまして減少傾向にはあるのですが、近年はほぼ横ばいで推移しているというような状況でございます。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 一般市民が払う下水道使用料の部分への影響というものはどうでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） 今回のこの佐野市への委託によって下水道使用料に影響を与えるというようなことはないかと思っております。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 処理料の計算の一番基本の部分は、集まってきたし尿を処理した費用を1キロリットル当たりで割って何千円かかりますよみたいな形で計算して、処理料を決めていくのだと思うので、それをまた料金に反映していくのであろうと思いますけれども、そこについては栃木市は下水道使用料、でもし尿は関係ないものね。くみ取り料になるのかな、そういう部分に関して影響はないということよろしいのですか。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） 今のご質問は、藤岡地域、岩舟地域の方が組合から佐野市への委託処理に変わることによって何か影響があるかという質問ということよろしいですか。料金的には変わりません。基本的には、生し尿でしたらば、くみ取りでしたらば、し尿の収集手数料を払うということになるのですが、こちらの金額には変わりはありません。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 対象世帯というのが何世帯ぐらいあるのかというのは分かりますか。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） すみません。ちょっと今手元に細かい数字がございません。後でお答えさせていただきます。

○委員長（白石幹男君） そのほか。

青木委員。

○委員（青木一男君） この事務の委託に関しては、これは令和5年10月1日からということになっておりますが、これは年度初めからではなく、10月1日というふうな日にちを設定した理由をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） 佐野地区衛生施設組合が、本市の斎場が供用開始になるということで9月30日をもって組合が解散するということになりますので、10月1日から委託ということに形を変えるというのですか、処理自体は何ら変わらないのですが、形を変えるということになります。

○委員長（白石幹男君） 青木委員。

○委員（青木一男君） ということは、斎場の関係とともにし尿処理のほうも同時スタートという形でということによろしいわけですね。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） し尿のほうの処理は引き続きということにはなるかと思えます。何ら佐野地区の衛生センターに変わりはございません。ただ、組合で処理していたものを佐野市が直営で行うようになると。栃木市はそこに委託で処理をお願いするというようなことでございます。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。そのほかございませんか。

川田副委員長。

○副委員長（川田俊介君） 10月1日からということですが、建て替えが終わるまでだと思っておりますけれども、おおよそ大体いつ頃の予定か分かりましたら教えてください。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） 本市の衛生センターの新施設への更新はいつかというようなご質問ということでよろしいでしょうか。今のところ、令和12年度までに本市の衛生センター、城内町にあります衛生センターを新しい施設に建て替えたい。令和13年度からは新しい施設で全市域を処理できる新しい施設で処理をしていきたいと考えております。

○委員長（白石幹男君） 川田副委員長。

○副委員長（川田俊介君） 見たところ、まだ着工していないみたいなのですが、着工の予定とかが何か立っているのでしょうか、教えていただけたら。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） 本市衛生センター、今お話ししましたとおり、令和13年度を目指してということになります。ですので、今現在、基本構想を策定している段階でございまして、実際の工事は令和10年度頃に着工するようなタイムスケジュールになるかとは思いますが。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） あと対象世帯分かりますか。

糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） すみません。今現在ちょっと調べているところで、申し訳あり

ません。もう少々お待ちいただければ。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 生し尿と浄化槽というものは、直接市が収集もしていないし、民間業者がやっていて、それを南の人たちは佐野市に持って行っていったという構造でいいのですよね。なので、直接データを持っていないということでもよろしいのですか。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） 実際そのとおりでございます。し尿、浄化槽汚泥につきましては、市の収入にはなっておりませんので、ちょっとそのデータが今確認中でございます。すみません。

○委員長（白石幹男君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第68号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第2、議案第59号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第4号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

田中福祉総務課長。

○福祉総務課長（田中典行君） おはようございます。よろしく願いいたします。ただいまご上程いただきました議案第59号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第4号）の所管関係部分につき

ましてご説明いたします。

まず、歳出についてご説明をいたします。補正予算書の18、19ページをお開きください。2款1項16目諸費は、補正額99万9,000円の増額であります。説明欄2行目、国県支出金返還金（福祉総務課）につきましては、令和4年度電力・ガス価格高騰緊急支援給付金の額の確定に伴いまして、超過交付分の返還をするため、増額をしたいというものであります。

続きまして、20ページ、21ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、補正額181万7,000円の増額であります。説明欄、個人番号カード交付事業費につきましては、マイナンバーカードの普及に伴う関連業務の増加に対応するため、住基ネット端末機器4台を追加配備するための機器借上料及び端末保守料と、住基ネットシステムへセキュリティ情報収集機能を適用させるため、作業委託料を増額したいというものでございます。

続きまして、22、23ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費は、補正額8万4,000円の増額であります。説明欄、子育て支援課一般計上事務費につきましては、こども家庭センター創設に向けたアドバイザー謝金のため、増額したいというものであります。

次に、3目母子福祉費、補正額99万7,000円の増額であります。説明欄、こども・妊産婦・ひとり親家庭医療費助成事業費につきましては、こども医療費助成制度における受給資格者証について、未就学児の保護者に対し、小学6年生までの有効期間が記載された受給資格者証を交付するための事業費を増額したいというものでございます。

続きまして、24、25ページをお開きください。3款3項1目生活保護総務費は、補正額250万6,000円の増額であります。説明欄、生活保護運営対策事業費につきましては、本年10月の生活保護基準の改定及び国の被保護者調査に関する調査項目の追加等に対応するため、生活保護システム改修業務に伴う委託料を増額したいというものでございます。

続きまして、26、27ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費は、補正額4,247万5,000円の増額であります。説明欄、会計年度任用職員共済費につきましては、総務人事課の所管となりますが、会計年度任用職員人件費の補正に伴い、増額するものでございます。

次の会計年度任用職員人件費（健康増進課）につきましては、出産・子育て応援ギフト事業が10月以降も実施されることに伴い、事務補助2名、保健師1名を継続して任用するための人件費を増額したいというものでございます。

次の出産・子育て応援ギフト事業費につきましては、国県の補助事業で、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができる環境整備を行うため、伴走型相談支援と経済的支援を実施するもので、令和4年度第2次国の補正予算に合わせまして、本年9月までの予算を計上しておりましたが、国の令和5年度当初予算が成立したため、本年10月以降も事業を継続するということになりましたので、増額をしたいというものでございます。

次に、3目環境衛生費は、補正額910万円の増額であります。説明欄、墓園再整備事業費につき

ましては、栃木市聖地公園管理棟の建築工事において、地盤が軟弱なことによる追加工事等が必要になったため、増額したいというものでございます。

続きまして、28、29ページをお開きください。4款2項3目し尿処理費は、補正額749万5,000円の増額であります。説明欄、佐野地区衛生施設組合し尿処理負担金につきましては、本年9月30日をもって組合が解散し、10月1日以降は佐野市への事務委託による処理となるため、不要となります下半期分の負担金を減額したいというものでございます。

次の衛生センター管理運営委託事業費につきましては、本年4月の電気料金の単価改定に伴い、事業契約書に基づいた業務により増額が見込まれる電気料金分を増額したいというものでございます。

次の佐野市し尿処理委託費につきましては、10月1日以降、藤岡及び岩舟地域のし尿を佐野市への事務委託により処理するため、委託料として新たに計上するものでございます。

以上で歳出部分の所管関係の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 茅原市民生活課長。

○市民生活課長（茅原節子君） 続きまして、歳入の所管関係部分についてご説明いたします。

補正予算書12、13ページをお開きください。15款2項1目総務費国庫補助金であります。2節戸籍住民基本台帳費補助金の説明欄、個人番号カード交付事務費補助金につきましては、マイナンバーカード交付事務量の増加に伴い、交付事務に対する国庫補助金を増額補正するものであります。

次に、2目民生費国庫補助金であります。3節生活保護費補助金の説明欄、生活保護費補助金につきましては、本年10月の生活保護基準改定等に係る生活保護システム改修業務委託料に対し、国庫補助として2分の1が交付されることに伴い、増額補正するものであります。

次に、3目衛生費国庫補助金であります。1節保健衛生費補助金、説明欄、出産・子育て応援交付金につきましては、出産・子育て応援ギフト事業に対する国庫補助金を増額補正するものであります。

次の16款2項3目衛生費県補助金であります。1節保健衛生費補助金、説明欄、出産・子育て応援交付金につきましては、出産・子育て応援ギフト事業に対する県補助金であり、当初、国では県を通じた間接補助を予定しておりましたが、直接補助に変更となったため、減額補正するものであります。

続きまして、14、15ページをお開きください。19款2項8目墓園管理基金繰入金であります。1節墓園管理基金繰入金、説明欄、墓園管理基金繰入金につきましては、栃木市聖地公園管理棟の追加工事等を行うに当たり、基金から充当するため、増額補正するものであります。

以上で歳入の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、取りあえず21ページということで、個人番号カード交付事業費、マイナンバーだと思いののですが、国から基本全額来るのかなと思ったら、またちょっと違うのかという、そこら辺はどういう感じなのでしょう。

○委員長（白石幹男君） 茅原市民生活課長。

○市民生活課長（茅原節子君） お答え申し上げます。

補助率につきましては、それぞれの事務費ごとに細かく分かれているものですから、ちょっと口頭でご説明ができないので、後ほど資料でご案内するというだけでもよろしいでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今回は、システム用コンピューター4台入れるということなのですね。

その費用ということでよろしいのですよね。

○委員長（白石幹男君） 茅原市民生活課長。

○市民生活課長（茅原節子君） お答え申し上げます。

統合端末機器保守委託料及び統合端末機器のリース料になります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これは随分国も力を入れてきて、何年もやっていることなので、補正で上がってくるのはどういうことなのかなと思うのですが、補正に上げた理由というのは何なのでしょう。

○委員長（白石幹男君） 茅原市民生活課長。

○市民生活課長（茅原節子君） 議員の皆様もご存じのとおり、3月いっぱいぐらいまで、かなり窓口が混んでいる状態で、とても機械を増やそうとか、そういうところまで正直手が回らない状況でした。どの程度1日にいらっしゃるかどうか分からない中で、多い日にはマイナンバーカードの交付だけで200人を超える方が市民生活課の窓口にはらっしゃりまして、統合端末は交付のときに暗証番号を設定するだけではなくて、例えば今、暗証番号を忘れてしまってロックされてしまったという方とか、そういう方の暗証番号の再設定にも統合端末を使います。また、マイナンバーカードを使ってお引越されたりとか、結婚とかによって名字が変わった場合にも、その住所の情報とか名字の情報とかをマイナンバーカードに入れるのに統合端末が必要なものですから、当初に間

に合わなかった理由は以上のような理由になります。お願いします。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 国がポイントをつけるよということで、かなりの利用が見込めていたと思うのですが、そしてまた何かお金をつけたような覚えがあったのですが、それ以上にかかっているということではよろしいのですか。

○委員長（白石幹男君） 茅原市民生活課長。

○市民生活課長（茅原節子君） 当初考えていたよりもかなりかかってしまっていたので、事務局としても見積りがちょっと甘かったなという部分はあるのですが、これで補正させていただいて、よりスムーズに交付などができればいいなと思っております。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） マイナンバーに関しては、今非常に信頼性が揺らぐ事故が立て続けに起こっているのですが、栃木市においてそのような事例というものはあるのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 茅原市民生活課長。

○市民生活課長（茅原節子君） 栃木市におきましては、そのような事例は把握されておられません。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 27ページになるのですが、墓園再整備事業費で、管理棟の地盤が軟弱だったとかということで910万円って結構なお金を出すと思うのですが、普通軟弱だというのが分かって予算を立てるものではないのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 当初予算のときは、建築住宅課と相談しただけでありまして、単に設計額しか考えていなかったのですが、その後委託をして設計をお願いしたところ、やはり地盤が軟弱なので、改良工事が要ということが判明したものですから、こちらの追加補正をさせていただきたいと考えているところです。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今、建っているところなのですか、これは。

○委員長（白石幹男君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） いえ、今管理棟はない状態でありまして、管理棟の南側の駐車場のところに新しく建築をしたいというものであります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） すみません。どこの墓園でしょうか。

○委員長（白石幹男君） 福田環境課長。

- 環境課長（福田欽也君） 栃木市聖地公園、皆川城内町にある聖地公園であります。
- 委員長（白石幹男君） 内海委員。
- 委員（内海まさかず君） 管理棟はなかったのでしたっけ。
- 委員長（白石幹男君） 福田環境課長。
- 環境課長（福田欽也君） 再整備ということで、今まであったのですが、管理棟を壊して、その跡地に合葬墓を造ったというような状況であります。
- 委員長（白石幹男君） 内海委員。
- 委員（内海まさかず君） ちょっと軟弱地盤対策の内容というものを教えてください。
- 委員長（白石幹男君） 福田環境課長。
- 環境課長（福田欽也君） 地面を何メートルか掘りまして、そこを踏み固めて砂利を敷いて、また土を盛るというようなこと。あと、基礎のほうもべた基礎といいまして、前面コンクリ張りの基礎を使わないと駄目というような指摘を受けました。
- 委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（白石幹男君） 質疑ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第59号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第59号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

◎陳情第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 委員長（白石幹男君） 次に、日程第3、陳情第2号 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書を国会に提出することを要望する陳情を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

村上書記。

〔書記朗読〕

○委員長（白石幹男君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する賛否などをご自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご意見がありましたらご発言願います。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 私は採択に賛成であります。陳情者のご意見を伺ったときも、氏について社会で生きづらさを感じていると、そういった方が全国にもいらっしゃるということで、当事者としては非常に切実な問題であるということも伺うことができました。それなので、民法の改正が行われましたけれども、300日規定であったり、父子の推定であったりということについては、当事者の声を受けて国会が動いたという経緯があります。ですので、別氏の制度についても国会で議論すべきということの趣旨でありますので、この陳情書については賛意を示すものであります。

しかしながら、意見書については、推進もある一方で、慎重論もあるわけですので、例えば伝統的な家族の価値観であったり、子供の氏であったりとか、そういったものについてもひとつ触れながらも、けれども、国会において議論すべきというような趣旨であればよろしいかと私は思います。

○委員長（白石幹男君） 皆さんに意見を述べていただきたいと思いますけれども、ないですか。全員から一応。

では、梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 私も採択する方向で考えております。多くの方が夫婦別姓であっても何ら問題はないと感じておりますし、そうすることが一番弊害というか、そういったことがないということであるのならば、やっぱりこのことについては国会でいろいろ論議をしてもらって、そして賛成の方向で進めていただければなという思いでいます。よろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 川田副委員長。

○副委員長（川田俊介君） 私も一応今回の意見書を出すことに賛成ということで。私自身同じような体験もしているということももちろんありますし、さっき浅野委員が言われた、細かい意見書の内容とかで、もうちょっと細かく精査したほうがいいのではないかというのは私もいろんな賛否両論の意見があると思うので、そこら辺は多少、ちょっといろいろ詰めていったほうがいいかなというところもありますけれども、基本的には賛成で、どちらにしろ議論を活性化させるということは非常にいいことなのかなと思いますので、私は賛成させていただきます。

○委員長（白石幹男君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 私も採択するに賛成したいと思います。それと、今の社会の中で、女性が社

会進出が非常に多くなったということで、そういう説明もいただきました。やっぱり社会の中でどうしても名字を変えるとか、そういうのは不都合な点を感じられたというのも分かりましたので、採択したいと思います。

ただ1つ、子供が生まれたときに、どちらの姓にするかは最初は親が決めるのでしょうかけれども、最終的に子供の判断ができる状況になったときには、子供がどちらの姓を名乗るのかは子供に任せようという議論もしていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（白石幹男君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 私も陳情書に対しては採択すべきだと考えております。先日の研究会におきまして、選択的夫婦別姓・全国陳情アクションの代表の方、合計で3名の方より、その陳情理由、そしてまた詳細な説明を受けました。また、各委員より様々な問題点とか質問等が出た中で、それを明確に答えていただいたということで、私もちょっと疑問に思っていた部分も払拭されたということでもあります。そして、回答の内容としては、何ら私は疑う余地はないなと思っております。特に夫婦別姓という採択されるかどうか分かりませんが、これを選択した場合、今、社会問題になっております事実婚、そしてまた非婚化ですか、そしてまた少子化対策にもつながるということをちょっと私も理解させていただきましたので、そういった趣旨で理解できました。

また、この陳情の趣旨は、選択ができる夫婦別姓制度の議論の活性化を求めるものでありまして、夫婦別姓を認めていただきたいという陳情ではありませんので、議論の活発化を早期に行っていただくということを求めるものでありますので、私は採択すべきだと考えております。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 私もこの陳情は採択すべきだと思っています。私の実体験からして、海外を旅をすることがあったのですが、そこで夫婦が別姓というのは多々あったという評価でいいのかな。でもそこである家族というものは、やはり私たちが日本でいる家族と大きな違いはありません。やはり親が子供を思って、子供は無邪気に遊んでいく、育てていくというものは変わらない。夫婦の姓は同じ、だからこれが崩れることはないとは思っています。また、先日なのですが、私の自治会でボウリング大会がありました。ネパールの方が来て、お子さんも連れてこられて、3名は同じ姓なのですが、1名だけ違う。奥さんが元の姓なのですが、それで何か不都合があるかという、初めは少し、あれ、誰なのだろうという戸惑いはありますけれども、全然見ていると、その、私たちが日本で見ている家庭の姿がそこにあるだけの話なので、選択的夫婦別姓自体も私は賛成はしているのですが、またこの陳情に対しても賛成いたしたいと思います。

○委員長（白石幹男君） 委員の皆さん全員のご意見を伺いました。

賛成の方がほとんどだと思いますので、ではお諮りいたします。本陳情を採択すべきものとする

ことに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（白石幹男君） 起立全員であります。

したがいまして、陳情第2号は採択とすべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（白石幹男君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって民生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前10時46分）